

## 労働組合執行委員選挙での電子投票結果とその問題点

2002年9月NEC労働者懇談会

今年の労組スト権投票で始まったNECの労働組合の電子投票は、コーポレート支部、SL支部などの執行委員選挙でも実施されました。

NEC労働者懇談会は、今年の5月に「このままでは投票の秘密が守れないー労働組合の役員選挙への「電子投票」導入は時期尚早?立候補の自由、投票の秘密が守られる公正・公平で民主的な開かれた選挙をー労組役員選挙についてのNEC労働者懇談会の提言」を発表しました。(ELIC NEC ホームページに掲載されています)

そこでは現状の労組役員選挙の問題点となし崩し的に導入されている電子投票の考えられる問題点について詳細に検討しています。そしてその結果「**現状の環境、特に各自のPCを「投票機」として行う「電子投票」は、投票の自由および投票の秘密が守れず、また投票結果の改竄も容易であることから、導入を行うことはできないと考えます。**」と結論づけています。

そこで今回の執行委員選挙では、これらの問題は解決されたのでしょうか？

結果的には何も解決しておらず、以上の「提言」で指摘した問題点は依然として残ったままです。

それだけではなく以下のような新たな問題も出てきました。

### 投票しない人に名指しで投票促進のメール

投票していない人への投票促進のメールが本人に送られてきました。これは、投票状態が第三者に知られているといふ疑念を生み、電子投票に対する信頼性が低下し、また「投票しない自由」を奪うものです。

### 投票期間が長すぎる

投票期間が1週間以上あり、この間の投票状況の推移により、投票への介入が行われるのではないかとの疑念を生みました。例えばこの長い投票期間中に反執行部の候補への投票が多い場合、反執行部候補者の影響の少ない職場の投票率を上げることで、その候補者の得票率を低下させるなどの操作を行うのではないかといふ疑念など。

### 集計・開票期間は短縮されなかった

電子投票は「集計・開票期間の短縮」が最大のメリットといわれていましたが、「電子投票でない分の集計・開票が遅れたため」との理由になっていますが、金曜日投票締め切ったにもかかわらず、開票結果は、次の週の火曜日になりました。これ

では全く短縮にはなっていません。

電子投票についての心配は広がっており ひとつの意見を紹介します。

## 広がる電子投票への心配の声（朝日新聞から「私の視点」から）

8月23日の朝日新聞の「私の論点」欄で早稲田大学教授の田中愛治教授（政治学）の「電子投票 安易な導入、民主主義壊す」という論文を掲載しています。

その中で田中教授は「安易な形で電子政府の実現だけを目的とするような電子投票の実施は、大きな問題を生む」とし、「有権者が投じる一票は、公職選挙法が定める投票用紙と同じく、無記名で匿名性が保たれなくてはならない」といっています。そして「いかに電子技術が進歩してセキュリティを高めようとしても、データ管理者が知ることができるのでは、投票の秘密は守られない」と電子投票の「致命的欠陥」を鋭く指摘しています。ましてインターネットを通じた電子投票の場合は、「必ず管理者はだれがどの候補者（政党）に投票したかを知ることができる」。そして「さらに重要な点は、投票結果の電子的な記録は、上書き（改ざん）が可能である。電子投票結果を同時に無記名のカードにパンチするなどして、物理的な証拠を残さない限り、選挙後の選挙訴訟に耐えうる検証はできない」と投票結果の信憑性と検証について根本的な問題を指摘しています。

また「本当に権力を狙う者は、何十年かけても中央の選挙管理データ管理者を養成し、ある時に全国の投票結果を電子的に一気に改ざんするだろう。物理的検証手段が残されていなければ、上書きされた選挙結果を信じるのみである。

もし、国民が選挙結果を直感的に正当な結果として信用しなくなれば、日本の民主主義の正当性は崩壊する」と警告しています。そして「技術の進歩より民主主義の原則と実践が優先されるべきである」。民主主義は一度、選挙結果の正当性が国民によって、また外国の政府によって疑われた場合、信頼が回復不能になる可能性はるかに高い」と述べ、「電子投票は民主主義を生かすべく活用するべきで、それを破壊するような使用法は厳に慎むべきである」と結んでいます。

この論点はそのまま労組の役員選挙でもいえることではないでしょうか。

電子投票により利便さだけを求めるのではなく、非民主的な現在の選挙規程や方法、実態こそ、先ず改めるべきです。そして電子投票については、民主主義に照らしてどうであるのか慎重な検討が必要であると思います。

以上